

栃歯発第663号  
平成27年12月10日

障害児者摂食嚥下指導普及啓発事業検討会  
構成団体長 各位

栃木県歯科医師会  
会長 柴田 勝

平成27年度8020運動推進特別事業  
「障害児者摂食嚥下指導普及啓発事業」摂食嚥下指導研修会開催について

寒冷の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

歯科医師会に対しましては、平素特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび本会では、標記事業の一環として、昨年貴会のご協力により作成いたしました「摂食嚥下指導マニュアル」を活用し、県内三カ所において、歯科医師及び医療・介護関係者を対象とした摂食嚥下指導研修会を開催することといたしました。

つきましては、貴会において、下記研修会にご出席いただける方がおられましたら、別紙受講申込書により、本会あてご連絡下さいますようお願い申し上げます。

なお、障害児者摂食嚥下指導普及啓発事業検討会につきましては、今年度は開催をいたしませんので、何卒ご了承のほどお願い申し上げます。

また、ご不明な点やご意見等ございましたら、本会事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

記

・摂食嚥下指導研修会

演題：「摂食嚥下の基本と摂食嚥下障害児者への対応」

講師： 那須赤十字病院 歯科口腔外科部長 伊藤 弘人 先生

①県央地区（定員200名）【申込締切：平成28年1月7日（木）】

開催日時：平成28年1月11日（月・祝）午後2時～午後4時

開催場所：栃木県歯科医師会館（宇都宮市一の沢2-2-5）

②県南地区（定員100名）【申込締切：平成28年1月21日（木）】

開催日時：平成28年1月28日（木）午後2時～午後4時

開催場所：サンプラザ（栃木市片柳町2-2-2）

③県北地区（定員100名）【申込締切：平成28年1月28日（木）】

開催日時：平成28年2月4日（木）午後2時～午後4時

開催場所：TOKOTOKOおおたわら（大田原市中央1-3-15）

※研修会内容は3会場全て同じです。

県北会場（TOKOTOKO おおたわら）について、混雑時は立体駐車場をご利用ください。（有料）

栃木県歯科医師会

〒320-0047 宇都宮市一の沢2-2-5

TEL:028-648-0471 FAX:028-648-8149

e-mail:tochishi@tochigi-da.or.jp

## 摂食嚥下指導研修会 受講申込書

- ・ **県央地区会場**（定員200名）【申込締切 1月7日（木）】

〔 日時：平成28年1月11日（月・祝）午後2時～午後4時 〕

〔 場所：栃木県歯科医師会館（宇都宮市一の沢2-2-5） 〕
- ・ **県南地区会場**（定員100名）【申込締切 1月21日（木）】

〔 日時：平成28年1月28日（木）午後2時～午後4時 〕

〔 場所：サンプラザ（栃木市片柳町2-2-2） 〕
- ・ **県北地区会場**（定員100名）【申込締切 1月28日（木）】

〔 日時：平成28年2月4日（木）午後2時～午後4時 〕

〔 場所：TOKOTOKOおおたわら（大田原市中央1-3-15） 〕

所属名	ご氏名	受講申込会場
		_____ 地区会場
		_____ 地区会場
		_____ 地区会場
		_____ 地区会場
		_____ 地区会場

栃木県歯科医師会 FAX番号  
028-648-8149

## 講演要旨

「口から食事を摂取する」ことは人間の生きる上でのみなもとでもあり、喜びでもあります。しかし、何らかの疾病により「口から食事を摂取できない」状態になったとき、生活の質、いわゆる QOL の低下につながり、その影響は、計り知り得ないものがあります。

近年、口腔ケアの重要性が指摘されています。齲蝕や歯周病を予防する狭義の口腔ケアと、誤嚥性肺炎などを予防するための機能的回復を目的とした広義の口腔ケアが提唱されています。なかでも広義の口腔ケアに含まれる摂食嚥下リハビリテーションは「口から食事を摂取する」機能を回復させるための欠かせないリハビリテーションの一つであり、QOLを維持する上でも大変重要です。

一方、摂食嚥下リハビリテーションは非常に難しいリハビリテーションの一つと言われていています。その理由は四肢体幹とは違い、嚥下は直接目に見えない運動のリハビリになるからです。摂食嚥下の基礎的知識、摂食嚥下障害の評価、患者にあったリハビリの選択が重要です。リハビリを行う医療従事者が曖昧な知識を持って患者に臨むことは、時には誤嚥やそれによる誤嚥性肺炎、さらには窒息を招くことになり医源性摂食嚥下リハビリテーションから大きく逸脱してしまいます。

平成26年6月に医療介護総合確保推進法が成立し、平成37年には病院の必要病床数や病床機能の最適化に取り組むとのことで、在宅患者が増加することはいまでもありません。摂食嚥下障害を有する在宅患者に対し、私たち歯科医療従事者をはじめとする医療従事者は今以上にその対応に迫られることが予想されます。

本県歯科医師会におかれましても8020運動推進特別事業として平成26年から3カ年にわたり、障害児者摂食嚥下指導普及啓発事業検討会の主催で研修会を開催しております。また栃木県摂食嚥下指導マニュアルも作成されました。そこで本講演会では作成されたマニュアルをもとに摂食嚥下リハビリテーションに必要な基礎知識とその対応について解説します。歯科医師のみならず、摂食嚥下障害患者に携わる医療従事者に広く理解していただき、安心して、そして安全に摂食嚥下リハビリテーションが実施できるための一助になれば幸いです。既に在宅、医療現場で対応している医療従事者の方にとってはやや物足りないかもしれませんがご了承ください。